

○公募型指名競争入札方式実施要綱

平成22年3月25日

要綱第4号

改正 平成27年4月1日要綱第68号

公募型指名競争入札方式実施要綱(平成17年告示第130号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、宇和島市が発注する建設工事等を指名競争に付する場合において、建設業者の入札参加意欲を反映するとともに、当該工事の施工に係る技術的適正を把握するため、指名業者の選定に先立って、技術資料の提出を建設業者から幅広く求める公募型指名競争入札方式に係る手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 公募型指名競争入札方式の対象工事は、予定価格130万円を超える工事のうち、地形地質条件、施工条件等の施工上の技術適正も勘案して、市外業者まで広く公募する必要があると市長が認めた工事を選定するものとする。

(公募の範囲)

第3条 市長は、第2条に掲げる対象工事を発注しようとする場合においては、宇和島市建設工事等請負業者選定要綱(平成17年告示第12号)に基づく指名競争参加資格の認定を受けている者のうち、技術資料の提出を求める対象者の範囲を決定した上で、第5条の技術資料の提出を求めるものとする。

(公募の方法)

第4条 市長は、「公募型指名競争入札方式」により入札を行おうとする場合は、技術資料の提出を求めるため、次に掲げる事項を公示、閲覧及び宇和島市ホームページにおいて公表する。

- (1) 工事の概要
- (2) 技術資料の作成及び提出にかかる事項
- (3) 技術資料の提出を求める対象者に関する事項
- (4) 仕様書及び設計書等の閲覧に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(技術資料の内容)

第5条 技術資料に記載する内容は、次に掲げる各号のとおりとする。ただし、市長は、必要に応じて資料の内容を追加し、又は削除することができる。

- (1) 公募型指名競争入札参加申込書
 - (2) 同種又は類似の工事の施工実績
 - (3) 配置予定の技術者(資格、経歴、類似工事の経験等)
- 2 技術資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出者の負担とするものとする。
 - 3 技術資料は、提出者に無断で使用しないものとする。
 - 4 技術資料に虚偽の記載をした者は、宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成17年告示第97号)に基づく入札参加資格停止を行うことがある。
 - 5 本条に掲げる事項については、入札説明書において明らかにするものとする。

(技術資料の審査)

第6条 市長は、提出された技術資料の審査を行い、審査の結果を踏まえ、「宇和島市発注の工事請負契約に係る指名基準」に基づき、技術資料を提出した者の中から当該工事の競争入札に参加する者を、宇和島市競争参加資格審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て、指名するものとする。

- (1) 第1項の審査を行うために、必要に応じて、審査会委員長は技術審査会を設けるものとする。
- (2) 前号の技術審査会の構成員は、原則として建設部長、当該工事の担当課長及び審査会委員長が必要と認める職員とする。
- (3) 審査の結果、指名する者が1人の場合は、この要綱に係る手続を中止する。

(苦情申し立て)

第7条 市長は、技術資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)を書面により通知するものとする。

- (1) 第1項の通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面により、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができるものとする。
- (2) 市長は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。
- (3) 前号までに掲げる事項については、入札説明書において明らかにするとともに、第1号に掲げる事項については、第1項の通知において明らかにするものとする。
- (4) 第1項の通知は、当該工事に係る指名通知と同時に行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 この要綱は、業務委託及び物品購入等、第2条に定める対象工事以外においても、市長が必要と認める入札において準用するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日要綱第68号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。